

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン

(公社) 全国学校図書館協議会

2020年5月14日策定

2020年6月19日更新(8月17日/9月9日一部修正)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の国の施策下において、学校は臨時休校措置が取られた。学校再開後も感染症対策を講じた上での教育活動が求められている。

そのような状況下においても、学校図書館は、児童生徒の読書活動や学習活動を可能な限りサポートし、児童生徒の学びを保障することが必要である。新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、学校図書館としてどう対応するか、基本的な在り方を示す。

本ガイドラインは、今後国が示す方針や感染症の状況、専門家等の知見を踏まえて、必要に応じ随時更新する。

### 2020年

#### 国の方針等に関する情報 ※8/17・9/9一部修正

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部が決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)
- ・文部科学省「教育活動の実施等に関するQ & A」文部科学省HPにて、随時更新  
\* [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00032.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html)
- ・文部科学省総合教育政策局地域学習推進課「休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について」(令和2年4月23日付事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日作成)
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日 Ver.4作成)
- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」(令和2年6月5日付文部科学事務次官通知)

### 学校図書館としての基本的な考え方

- \* 人命尊重を最優先とし、国が示した感染症対策や文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本に対応を図る。 ※6/30一部修正
- \* 学校図書館は、学校教育の場であるので、学校図書館活動の再開、運営、休館等については所属する教育委員会の方針に基づき、学校図書館長である校長の指示に従う。

- \* 学校図書館長である校長がリーダーシップを発揮し、司書教諭や学校司書と連絡を密にして、感染症対策を講じながら、児童生徒のために最善の方法を考え、活動できるようにする。
- \* 児童生徒間、教職員、保護者等、感染症罹患者や病院勤務者等関係者に対し、差別しない、差別させない。
- \* 児童生徒、教職員等が学校図書館を利用する際は、利用前後の手洗いを徹底する。また、各館の実情に応じて、図書館内での密集を防ぐ措置を講じる。常時換気する。※8/17  
一部修正
- \* 休館中であっても、学校図書館は感染症対策を講じた上で、学校図書館としての機能を可能な限り果たす活動を工夫し、児童生徒の学びをサポートする必要がある。
- \* 常に感染症に関する最新情報を収集すると共に、WEB サイトでの情報発信、SNS などを通じて、可能な限り他の学校図書館や公共図書館等との情報交換をし、よりよい状況で児童生徒に対応できるように努める。

## リスク評価

児童生徒、教職員、保護者等、学校図書館利用者の動線や接触箇所等を考慮したリスク評価をした上で、感染症対策を講じる。現状の確認や改善点の提案のため、管理職立ち合いのもとに行うのが望ましい。

### 1) 飛沫感染リスク評価

- 学校図書館内の換気状況を確認する。
- Social Distance がどの程度維持確保できるか。
- 館内で、児童生徒等が会話する場面や場所がどこにあるか。

### 2) 接触感染リスク評価

- 他者と共有する物品や場所と接触頻度を特定する。
- 特に接触頻度の高い部位は、特に注意する。

例)

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ・ 出入口のドアノブ      | ・ 書架      |
| ・ 貸借カウンター       | ・ テーブル    |
| ・ 椅子            | ・ 電気のスイッチ |
| ・ PC のキーボードやマウス | ・ タブレット端末 |
| ・ 水道の蛇口         | など        |

### 3) 施設の感染リスク評価

- 開館した場合、児童生徒の利用が多くなることが推測できるため、利用する時間帯を分散させるなどの工夫を試みながら、観察し、評価する。

### 4) 感染状況のリスク評価

○学校のある地域において、感染拡大の可能性が報告された場合、所属する教育委員会の方針や校長の指示に従い、対応について検討する。

○感染症拡大の状況によっては、対応を強化することがある。

【留意点】※8/17一部修正

○基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染症拡大防止策を徹底することが重要。

- ・ Social Distance を確保（1～2 mを目安とする。）
- ・ 3密（密閉、密集、密接）にならない対応
- ・ 発熱またはその他の感冒様症状を呈する児童生徒の利用制限
- ・ 学校図書館利用前後の手洗いの徹底
- ・ マスクの着用

※熱中症などの健康被害が考えられるような状況の場合は、マスクを外す、片耳だけかけて呼吸しやすくすることも許容する。

- ・ 館内の換気（対角の窓を開ける。出入口は開けたままにする。）
- ・ 館内の清掃・消毒

\*\*\*\*\*

## 休校中及び学校再開後の学校図書館

### 新型コロナウイルス感染症対策の具体的な対策や取組例

○新型コロナウイルスが付着した場合、どのようにすれば感染の影響がなくなるか、専門家の見解等信頼できる情報源からの情報を収集し、児童生徒、教職員にも科学的根拠を示し、安心して利用できるように周知する。

○通常の時でも指導している学校図書館利用前後の手洗いを引き続き指導し、徹底させる。

○施設・備品等の消毒の頻度や方法については、文部科学省や地域・学校の基準に則る。  
※8/17一部修正

○休館や在宅勤務を命じられた場合は、展示・掲示物の作成やブックリストの作成、これまでの実践のまとめなど、休館中や在宅勤務でも対応可能な作業を進め、学校図書館再開に備える。（個人情報等の持ち出し禁止などは、通常の規則を厳守する。）

○学校再開後は、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの基本原則を守りながら、可能な限り児童生徒への対応をする。

### 開館にあたって

- ・ 司書教諭、学校司書は、通常以上にこまめに連絡を取り合い、情報を共有する。
- ・ 校長は、学校図書館長として、館内の感染症対策を日々確認する。

- ・ボランティアの受入等については、教育委員会や学校の判断に従う。
- ・児童生徒のこと、消毒薬のこと、感染症予防のことなど、事務担当者や養護教諭などとも連絡を取り合い、情報を共有する。
- ・座席制限や手洗い励行のことなど、児童生徒の目にとまるようにポスターなど掲示し、注意を喚起する。(国や自治体などが作成している児童生徒向けポスターもあるので、利用するのもよい。)

### 資料の貸出等に関すること

※8/17一部修正

- ・返却は、対面ではなく、ブックポストや返却用の箱など用いて行う。
- ・紙やプラスチックなどに付着したウイルスの死滅時間等については、あくまでも現時点での研究結果から、国の機関など信頼できる情報<sup>(注1)</sup>を参考とし、資料などを隔離する。
- ・現時点において、アメリカ国立アレルギー感染症研究所が公表しているウイルス死滅の時間は、ボール紙は24時間、プラスチックは72時間と言われていることから、紙は24時間、ビニールコーティングされたものやCDケース、その他プラスチックのものは72時間を隔離時間の目安とする。
- ・紫外線による消毒も報じられたが、効果が確認されていないことや、資料への影響や手間を考えると推奨しない。
- ・書架の図書は、貸借に限らず児童生徒が触れた可能性があるため、図書を触る前後の手洗いや顔を触らないことなどについて、貸出時や授業等で、児童生徒に注意する。
- ・貸出返却で児童生徒が良く手を触れる部分(ブックトラック等)を確認しておき、文部科学省や地域の基準に則って適切に拭き取り掃除・消毒等を行う。
- ・地域の感染症の状況で休校・休館になった際、オンラインや電話、FAX等も可能な限り用い、来館せずに貸出予約ができるようにする。予約貸出のみ行う場合は、できる限り宅送や直接人が接触しない対応で貸借する。送料は、管理職等の指示を受ける。

#### 【注1】ウイルスの死滅時間に関する資料

- \* 首相官邸 WEB サイト 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～  
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#shinchaku>
- \* 厚生労働省 WEB サイト 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- \* 世界保健機関 (World Health Organization : WHO) Q&As on COVID-19 and related health topics  
Q&A on coronaviruses (COVID-19) — How long does the virus survive on surfaces?  
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/>
- \* アメリカ国立アレルギー感染症研究所 (National Institute of Allergy and Infectious Diseases : NIAID) — New Coronavirus Stable for Hours on Surfaces  
<https://www.niaid.nih.gov/news-events/new-coronavirus-stable-hours-surfaces>

### カウンター業務に関すること

※8/17一部修正

- ・レファレンスなど個別に利用者対応をする場合は、会話は必要最低限にとどめる。
- ・貸借カウンター前には、Social Distance (1 m～2 mを目安とする)を示す印をつけ

る。

- ・ワクチンができるなど、感染症対策が国として確立するまでは、児童生徒によるカウンター業務は控えることが望ましい。

### 閲覧等、学校図書館利用に関すること

- ・3密を避けるために、利用スケジュールを調整する。
- ・図書館報や学校及び学校図書館のWEBサイトを通じて、利用に関する情報を発信する。
- ・クラスをグループに分け、学校図書館内での利用者制限をしながら対応する。
- ・閲覧する場合、児童生徒が対面しないように工夫し、椅子を配置する。
- ・閲覧する場合は、児童生徒どうしの密着を防ぎ、複数名で読まないように指導する。
- ・飛沫感染防止のため、大声を出さないよう指導する。
- ・電子書籍サービスなどを活用する。
- ・グループでの学習の場合、マスクを着用することや短時間での打合せにするなど、ルールを設ける。
- ・児童生徒に人気の図書など閲覧時の密集が予想される資料は、密集を防ぐため、配架場所を空き教室など十分なスペースを取れる場所に移動するか、貸出のみとし館内閲覧を中止する。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対しては、一般的な感染防止対策のうえに、個々のニーズに合わせて、対応する。

### 情報発信

- 感染症対策のみならず、学校図書館について地域の方々にも知ってもらう機会となるので、図書館報や学校及び学校図書館のWEBサイト、自治体の広報誌などを通じて広報、情報発信することが必要である。

(感染症対策等の情報)

- ・図書館報や学校及び学校図書館のWEBサイトを通じて、感染対策などを周知する。
- ・利用スケジュールを管理し、可能な日時を児童生徒に周知する。

(学びに関する情報)

- ・文部科学省「学びの応援サイト」の紹介
- ・電子書籍で閲覧可能なサイトや公共図書館が配信しているコンテンツなどを紹介する。
- ・教職員や学校図書館担当者によるブックトーク動画などを配信する。
- ・学校図書館オリエンテーションや探究学習の進め方など、通常は対面で指導していた内

容の動画配信やプリント等を使った指導などを工夫する。

- ・ 動画授業実施の教員に対し、資料提供、場所提供などのサポートをする。
- ・ 課題等に関するブックリストを配信する。
- ・ 探究学習を進められるようなワークシートの準備やオンラインで活用できるような情報を発信する。

### 蔵書点検など

- ・ 児童生徒がすぐに利用できるような準備を進めておく。
- ・ 休館中には、児童生徒の利用率、蔵書の配分比率確認など、データ処理や分析をして、今後蔵書に関してどのようにアップデートすればよいか方策を立てる。
- ・ スケジュール調整など教科担任や学級担任との打合せの際に、学校図書館の蔵書を見てもらい、授業の計画や、図書購入計画などの情報収集をする。同時に、払出し対象となる図書なども教員と共に確認しておく。

### 展示物など

※8/17 一部修正

- ・ 展示してあるぬいぐるみや観葉植物などは、洗濯できるものは洗濯する。
- ・ カーペットや畳などのスペースを可能な範囲で拭き取り掃除をする。
- ・ カーテンを洗濯する。
- ・ 生徒作品などは、アクリルケースに入れたり、クリアファイルなどに入れたり、拭き取りができるように工夫する。
- ・ 触ることで理解を深めていくようなものに関しては、利用前後手洗いをするような表示をしたり、その都度声をかけたりする。

### 予算等に関すること

- ・ 感染症拡大防止のために、通常の学校図書館に関する予算だけでは不足することが考えられる。図書費など通常必要な予算額を減額することなく、感染症対策のための予算を確保することが必要となる。司書教諭・学校司書は、何がどのくらい必要なかをリストアップしておく。管理職は、子どもたちの学びを支える学校図書館に何が必要か、何をすべきか常に気を配り、予算獲得など教育委員会にも働きかける。場合によっては、広報手段を使って、金銭的サポートだけではなく、物的サポートなど、地域にも呼びかける。

### 電子書籍等

- ・ 今後の対応もあるので、導入に関して情報収集や検討する。
- ・ 学習に活用できるサイト一覧などを作成する。

## イベント開催など

- 学校の方針や校長の指示に従うことを基本とする。
- ・これまでのようなイベント開催は難しい状況かもしれないが、校内放送等の活用、学年やクラスを分散して行う方法など、可能な限り児童生徒が楽しんで行える方法を工夫して取り組む。
- ・対面での読み聞かせは、密集する可能性や飛沫感染の可能性もあるので、控える。校内放送（校内のTV画面に映す）などを利用することなど、工夫して取り組む。

## 授業再開後の児童生徒のケアなど

- 児童生徒は、長い期間、自宅で過ごさざるを得ない状況であった。学校が再開となり、それまでの生活を学校生活のリズムに切り替えていく間、中にはすぐに適応できない児童生徒も出てくることも考えられる。学校図書館の3つの機能（読書センター・情報センター・学習センター）の他に、文部科学省2008年の子どもの読書サポーターズ会議では「心の居場所」ということが言われている。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282751.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282751.htm))

担任、養護教諭やスクールカウンセラーなどとも連携しながら、本来の業務に支障のない範囲で対応する。

## その他

- ・国や教育委員会、関連機関が作成する基準やガイドラインなどの情報をチェックし、最新情報の収集に努める。
- ・感染症対策の注意事項を書き出したものを掲示したり、リーフレットなどで示したり、随時利用者の注意を喚起する。
- ・蔵書がデータベース化されていない館は、今後のことも見据えて対応可能かどうか検討し、データベース化をできるだけ進める。
- ・児童生徒のこと、消毒のこと、感染症対策のことなど、事務担当者や養護教諭などとも連絡を取り合い、情報を共有する。
- ・今後も感染症拡大防止のために必要なものが生じることが予測できる。必要なものをリストアップしておく。

2020.8.17 現在